

平成 26 年度
通所介護、介護予防通所介護
デイサービスセンターひまわり事業計画

1. 利用定員 20 名
2. 営業日 月曜日～金曜日
3. 営業時間 午前 9 時 40 分から 16 時まで
4. 職員の体制
 - 施設長 1 名、
 - 機能訓練指導員 1 名以上、
 - 生活相談員 1 名以上、
 - 介護職員 2 名以上
 - 看護職員 1 名以上
5. 事業運営基本計画
 - 要支援者及び要介護状態にあるものに対し適切な通所介護・介護予防通所介護を提供する。
 - デイサービスセンターひまわりが実施する通所介護・介護予防通所介護の従業者は要支援者及び要介護者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なりハビリテーション及びケアを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図る。
 - デイサービスセンターひまわりは、利用者の要支援及び要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
 - サービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、関係市町村とも連携し総合的なサービスの提供に努める。
6. 衛生管理
 - 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
 - 事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求める。
 - 従業者は感染症に関する知識の取得に努めるものとする。
7. 非常災害対策

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

 - 防火管理者は事業所管理者をあて、火元責任者には事業所介護職員を当てる。
 - 始業時・終業時には火災危険防止のため自主的に点検を行う。
 - 非常災害用の設備点検には契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
 - 火災の発生や地震等の災害が発生した場合には、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - 防火管理者は、従業員に対して消防教育、消防訓練を実施する。
(1) 防火教育及び基本訓練(消化・通報・避難) 年 1 回以上

- (2) 利用者を含めた総合訓練 年1回以上
- (3) 非常災害設備の使用方法の徹底 随時
- (4) 災害に関する知識の習得 随時

8. 職員会議

- 職員の専門性と利用者のケア向上を目的に、全職員を対象にケア会議、担当者会議を開催する。
- 学習療法の実施にあたり、毎月月末に学習者（利用者）各人のレベルの確認、その人の特徴、来月の目標、職員の対処方法をリーダーがまとめ、全職員対象の定例会で報告する。
- 会議で検討した内容は迅速な情報の共有につながるよう職員は意思の疎通に努める。

9. 広報誌の発行

- 利用者にデイサービスセンターひまわりでの様子をふりかえっていただき、ご家族や居宅介護支援事業所、他の介護施設などに対し、利用者や施設の日々の様子をより深く理解していただくために、月1回広報誌を発行する。